

※この用紙は見本です。詳しくは水素医療推進委員マニュアルの「水素医療推進委員の申込手続き」をご覧ください。

## 水素医療推進委員委託契約書

一般社団法人水素医療研究所（以下「甲」という）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という）とは、甲の乙に対する業務委託に関し、以下のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。

### 第1条（業務委託等）

- 甲は、乙に対して、以下に定める業務（以下「本業務」という）を委託し、乙はこれを受託する。
  - 総合的な水素医療の医療認可に向けての研究協力
  - 水素風呂・水素ガスを主体とした水素関連機器を用いて、「活性酸素が関与する病状への総合的な水素療法」を研究協力してくれる病院・クリニック・診療所の紹介及び、研究協力開始後の甲への取次協力
  - 水素医療発展への貢献

### 第2条（委託料・紹介協力品）

- 甲は乙に対し委託料・紹介協力品として、一般財団法人日本先端医療財団と乙が紹介した研究協力病院が契約を締結した場合、1件あたり以下の委託料・紹介協力品（以下、「イ・ロ・ハ・ニ・ホ」という）よりいずれか項目を選択できるものとする。
  - 20万円（税別、以下全て税別表示）
  - 10万円と、水素風呂リタライフ ver.2
  - 10万円と、水素ガス生成器リタエア
  - 10万円と、リタ水素デュアルボトル・リタ水素ドロゲンミスト・リタ水素サプリ・リタスキレボリューションジェル
  - 水素風呂リタライフ ver.2・水素ガス生成器リタエア・リタ水素デュアルボトル・リタ水素ハイドロゲンミスト・リタ水素サプリ・リタスキレボリューションジェル
- 前項条件は、一般財団法人日本先端医療財団が契約を締結する研究協力病院が募集数に達した時点で予告なく終了するものとする。
- イ・ロ・ハ・ニを選択した場合の委託料支払日は研究協力病院が研究を開始した月の翌月末に乙の指定する金融口座に振込送金にて支払う。事務手数料1,000円は乙の負担とする。  
ロ・ハ・ニ・ホを選択した場合の紹介協力品は研究協力病院が研究を開始した月の翌月末に発送するものとする。

### 第3条（報告）

甲は、乙に対して、必要に応じ、本業務の状況につき報告を求めることができる。

### 第4条（再委託の禁止）

乙は、甲に事前に通知することなしに、本業務の全部または一部を第三者（以下「再委託先」という）に無断で再委託してはならない。なお、乙の事前の通知の有無にかかわらず、乙による再委託先の使用は、乙の責任において行うものとする。

### 第5条（秘密保持）

- 乙は、本業務の履行過程において甲より受領するあらゆる情報を秘密情報として厳にその機密を保持し、本業務遂行の目的のみに使用する。乙は、本業務遂行のために必要な範囲で弁護士、税理士、公認会計士に開示すべき場合（これらの者にも本条と同じ義務を課すことを前提とする。）を除き、甲の同意なく、第三者に対しかかる秘密情報を開示又は漏洩してはならない。但し、以下のいずれかに該当する情報については、秘密情報に該当しないものとする。

- (1) 甲から提供又は開示された時点で、既に公知となっていた情報
  - (2) 甲から提供又は開示された後、自己の責めによらないで公知となった情報
  - (3) 甲から提供又は開示された時点で、既に甲に対して秘密保持義務を負うことなく保有していた情報
  - (4) 法律又は契約に違反することなく第三者から提供又は開示された情報
- 本契約執行が終了した場合でも、本条に規定する守秘義務は、本契約から将来に渡り効力を有するものとする。

### 第6条（権利義務の移転禁止）

甲及び乙は、あらかじめ書面により相手方の承諾を得なければ、本契約に定める自己の権利または義務を第三者に譲渡し、または担保に供することができない。

### 第7条（契約の解除）

- 甲または乙は、他の当事者が次の各号の1つに該当したときは、催告なしに直ちに、本契約の全部または一部を解除することが出来る
  - 本契約に違反し、相当の期間を定めて相手方に対して、その是正を求めたにも関わらず、相手方がその違反を是正しないとき
  - 相手方の信用、名誉または相互の信頼関係を傷つける行為をしたとき
  - 回避できない事由によって破産手続開始・民事再生手続開始、会社更生手続開始、その他倒産手続開始の申立があったとき
  - 回避できない事由によって差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立、租税滞納処分その他これに準ずる手続があったとき
  - 回避できない事由によって支払停止もしくは支払不能に陥ったとき、または、手形または小切手が不渡りとなり、手形交換所より銀行取引停止処分を受けたとき

### 第8条（その他）

本契約に関して疑義が生じた場合は、先ずは甲乙間で、有形として残るメール交信を主に、および、電話・面談を含む口頭での補足を通じて誠意ある充分な協議を行うこととする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成した上、甲乙各自1通を保有する。

年 月 日

甲 兵庫県神戸市中央区港島南町1-6-4

一般社団法人水素医療研究所

代表理事 三羽 信比古

乙

